

取引先様各位

2024/6/17

株式会社ミッションラーニング

早期離職による返戻金制度

人材紹介者の早期離職による有料職業紹介の手数料の返戻金に関する取り決めを次のように行なう。

入社後の退職までの期間

1ヵ月未満 50%、3ヵ月未満 30%、6ヵ月未満 10%

ただし、次の事案の場合は、返戻しない。

- ・ハラスメントによる離職
- ・法定を超える過重労働による離職
- ・業務上の事故、労災によるもの
- ・離職者が会社・職場での嫌がらせをされたとした場合
- ・その他、双方で返戻しない旨を合意した場合